

4. 申請期限等の延長

『農林業災害対策資金利子補給金』の貸付実行期間の延長



農林振興部農業政策課
☎22-1135

支援制度名称	変更前	変更後
農林業災害対策資金利子補給金	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限の延長



栗原市社会福祉協議会事務局
☎23-8070
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年6月30日まで	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年6月30日まで	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間の延長



市民生活部健康推進課
☎22-0370

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和3年6月30日までの間に 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服することが できない期間
後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給	令和2年1月1日から 令和3年6月30日までの間に 労務に服することができない期間	令和2年1月1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服することが できない期間

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■ 栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>

